

初診時選定療養費のご請求のお知らせ

当院では平成26年 4月 1日(火)より、紹介状をお持ちでない初診の患者様等には保険診察料に加え、初診に関わる選定療養費として3,000円(税込)をご請求させていただきます。

予めご了承下さいますようお願いいたします。

※初診時選定療養費とは

初診に関する選定療養費制度は平成 8年 4月の健康保険法の改正により「地域の医院・診療所」と「200床以上の病院」との機能分担を推進するため、「初期の診療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」ことを目的に制定されました。

※初診時選定療養費が発生しない場合

- ・他医療機関から紹介状(診療情報提供書)をお持ちの方
- ・生活保護法の医療扶助の対象となられている方
- ・特定の疾病又は障害等などにより各種公費負担制度を受給されている方
- ・救急車等で来院され緊急な診療を必要とされる方
- ・今回の診療科は初めてだが、当院の別の診療科に継続通院されている方(医科・歯科は別)
- ・休日・夜間等の時間外診療を緊急で来院された方
- ・当院の検診センターを受診し、医療機関受診を勧められて

3ヶ月以内の結果用紙・再検査用紙をお持ちになられた方

※初診時選定療養費が発生する場合

- ・当院に初めて来院された方
- ・紹介状(診療情報提供書)の交付を受けたが、受診日当日に持参するのを忘れた場合
- ・当院に受診され、傷病が治癒もしくは終了し、その後、新たな傷病にて受診した場合
- ・継続治療を必要とするが、自己判断で治療を中止し3ヶ月以上経過した場合

ご不明な点等ございましたら受付窓口までお問い合わせください。